

第23期 第8回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成30年2月27日(火曜日) 午後3時00分 ~ 午後3時35分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎 2階北会議室				
出席委員	山内 幸子	丹羽 秀則	中岡 亮太	今泉 宏治	及川 末男
	五十嵐 堅司	野村 真理子			
	計				7名
欠席委員					
議事録署名委員	今泉 宏治	及川 末男			

審議内容

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
字錦岡 572-1 574-8 574-53	原野 原野 原野	登録なし 登録なし 登録なし	9,589 19,775 3,404	■■■市字■■■ ■■番地■■■ ■■■■(有) ■■ ■■ (■■■市■■■町 ■丁目■番■ -■■■■■ ■■ ■■■■ 外3名)	砂利採取 申請のため	農地・採草 放牧地 以外	農業委員 及川末男 野村真理子 推進委員 山本まり子

審議結果
原案承認

議案第1号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確認要件			
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件
■■■■■■■■(株)	◎・否	◎・否	◎・否	◎・否
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■	◎・否	◎・否	◎・否	◎・否

※ 農地所有適格法人確認書は別紙 1

審議結果
原案可決

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(所有権移転による権利の設定)

土地の表示			譲渡人の住所・氏名 生年月日 (設立年月日)	譲受人の住所・氏名 生年月日 (設立年月日)	
所在・地番	地目				面積 (㎡)
	公簿	現況			
字錦岡 453番33	原野	畑	352	■■■■市字■■■ ■■■■番地■ ■■■■■■ (S21.2.12 生)	■■■■市字■■■ ■■■■番地■ ■■■■■■ (S52.12.28 生)
転用の理由			転用の概要		
同居住宅が手狭となり後継者が敷地内に新たに住宅を建設するため			<p>①転用の目的 農業後継者の農家住宅の建設</p> <p>②施設の概要 住宅 68.73 ㎡</p> <p>③工事計画 平成30年4月1日から 平成30年7月31日まで</p> <p>④資金計画及び事業費 資金計画 自己資金 ■■■■■千円 借入金 ■■■■■千円 事業費 住宅 ■■■■■千円</p>		

※ 農地法第5条許可申請書確認書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

その他

- (1) 第23期第9回農業委員会総会の開催について
3月27日(火) 午後3時から開催。

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: [REDACTED]

主たる事務所の所在地: [REDACTED]

記載年月日(総会承認日)		平成28年3月25日	平成29年2月27日	平成30年2月27日	
報告受理日		平成28年2月15日	平成29年2月6日	平成30年2月8日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	27.7	27.7	27.7	
	採草放牧地				
法人形態		株式会社	株式会社	株式会社	
要件の適否		(適)・否	(適)・否	(適)・否	
事業の種類	農畜産物名	小麦・ビート・デントコーン	秋小麦・ビート・デントコーン・大豆	秋小麦・ビート・大豆・馬鈴しょ	
	関連事業等名	農業機械の実習教育	農業機械の実習教育	農業機械の実習教育	
	その他事業名				
売上高(円)	農業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	その他事業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		(適)・否	(適)・否	(適)・否	
構成員数	総数		3人(100)	3人(100)	3人(100)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	2人(75)	2人(75)	2人(75)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①～⑥以外の者	⑦	1人(25)	1人(25)	1人(25)	
要件の適否		(適)・否	(適)・否	(適)・否	
農業・農作業従事者の状況	理事等の総数		2人	3人	3人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		(適)・否	(適)・否	(適)・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備考					

農地法第5条許可申請書確認書

第23期第8回農業委員会 議案第2号

申請者（4条）	譲受人（5条）	譲渡人（5条）	確認者
—	■■ ■■	■■ ■■	■■ ■■

1 立地基準

(1) 農地区分の判断

判断項目	該当	備考
【農用地区域内農地】		
農業振興地域整備計画における農用地区域内	—	
【甲種農地】（市街化調整区域内にある農地）		
概ね10ha以上の一団の農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地	—	
農業公共投資対象後8年以内の農地	—	
【第1種農地】		
概ね10ha以上の集团的農地	—	
土地改良事業等の農業公共投資の対象農地	—	
農業生産力の高い農地	—	
【第2種農地】		
鉄道の駅や市町村役場等から500m以内の区域内（宅地割合が40%を超える場合は1kmを限度に延長可）農地	—	
農業公共投資対象外の生産性の低い小集団（概ね10ha未満）農地	—	
【第3種農地】		
水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設の路沿道で、概ね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在	レ	
申請地から概ね300m以内に鉄道の駅、インターチェンジ、市町村役場等がある	レ	
住宅、事業所、公共施設又は公益的施設が連担	—	
街区の面積に占める宅地の面積割合が40%超	—	
都市計画法の用途地域内	—	
土地区画整理事業等の施行区域内	—	

(2) 上記により判断した理由（判断理由の根拠となった図面・資料等も添付）

申請地は、市街化区域に隣接した市街化調整区域にあり、また、概ね300m以内にインターチェンジがあり、500m以内には教育施設や住宅団地などがあると認められることから、第3種農地と判断した。

(3) 農用地区域内農地等における不許可例外事由

--

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確 認 事 項	可否	備 考
資力、信用力	可	保証会社と契約
転用行為の妨げとなる権利（貸借権、(根)抵当権、地上権等）者の同意等	—	
遅滞ない申請用途に供する見込み	—	
他法令の許可、認可等の処分見込み	可	都市開発適用(法第29条第2号)
法令（条例含む）により義務付けられている行政庁との協議	—	
非農地と申請地との一体的な利用の確実性	—	
転用面積の妥当性	可	農家住宅
転用目的が土地造成のみでないこと (宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性)	—	

(2) 被害防除措置の妥当性

確 認 事 項	可否	備 考
土砂の流出、崩壊等災害の発生	—	
農業用排水施設の有する機能の支障	—	
周辺農地の営農条件への支障（日照、通風、分断、蚕食等）	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能への支障	—	

(3) 一時転用

確 認 事 項	可否	備 考
事業終了後の農地復元（表土の確保等）	—	
設定する権利が貸借権又は使用貸借権	—	

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
定款又は寄付行為（法人の場合）	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	—
法人の登記事項証明書（法人の場合）		—
土地の登記事項証明書	全部事項証明書（要約書は不可） 転用面積は原則土地登記簿の地積による	レ
地番図	公図（地積図）等	レ
位置図及び付近の状況を表示する図面（周囲を含めた現況地目図）	必要に応じ色塗り	レ
	「農地の区分」が明確に判断できるもの	—
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500～1/2,000程度	レ
資力・信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等	レ
	必要に応じ過去の事業実績確認書	—
所有者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書	—
	地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書	—
	賃貸借の場合は農地法第20条関係書面	—
他法令の許認可等の書面	許認可や議決等を了している場合	—
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用する場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	—
転用行為の妨げとなる権利者の同意書	抵当権者等の同意書	—
事業計画書	（採取計画）	—
事業計画の詳細	（ 〃 ）	—
必要面積算定根拠	（求積 図）	—
被害防除計画	（採取計画）	—
工事工程表		—
土地利用計画図		—
造成計画図（平面図、縦横断図）		—
取水、排水（雨水）等関係図面	（排水施設使用願）	—
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書の写し、関係機関等との協議経過書類	—
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明（戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	—
復元関係書類（砂利採取法等許可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断図等）など）	一時転用の場合	—
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	—
写真	現況写真、航空写真	—
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	—